

平成27年8月25日（火）

第8回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成27年8月25日(火)午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員

教育長	倉部 俊治	委 員	北嶋扶美子
委 員	豊島 秀範	委 員	長谷川浩子
委 員	足立 俊弘		
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員

教育総務部長	湯下廣一		
生涯学習部長	小林信治		
教育総務部次長兼総務課長	小島茂明		
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長	増田建男		
教育総務部参事兼学校教育課長	丸 智彦		
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長	西沢隆治		
指導課長	榊原憲樹	鳥の博物館長	斉藤安行
図書館長	日暮延浩	教育研究所長	水戸勝英
生涯学習課主幹兼公民館長		少年センター長	大島慎一
	今井政良	文化・スポーツ課主幹	小林由紀夫
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから平成 2 7 年第 8 回定例教育委員会を開会いたします。

これより会議を始めますが、教育委員並びに事務局職員に申し上げます。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名いたします。足立委員をお願いします。

議案第 1 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

○小島総務課長 それでは 1 ページになります。我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をいたします。

今回の改正につきましては、市のほうで各目的基金というものがありますが、その基金を所管する課の分掌事務として位置づけられているもの、そうでないもの等が統一されておりました。今回、教育委員会で所管しております教育振興基金、文化施設整備基金、めるへん文庫基金、文化財保存基金とスポーツ振興基金、2 ページ以降の表になりますけれども、各所管課に分掌事務として位置づけようとするものです。

総務課につきましては、今回、我孫子市教育大綱の策定に伴いまして、教育

振興基本計画を策定するという分掌事務が新たに発生しましたので、それも同時にあわせてここでつけ加えようとするものです。

今回の改正につきまして、9月議会で庁舎整備基金というものが条例改正ということで提案をされます。それに伴いまして市長部局においても、各目的基金の分掌事務としての位置づけを統一しようということで、市長部局と合わせて教育委員会においても改正を行うものです。以上です。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第1号について、質疑があればこれを許します。

○北嶋委員 5つの基金ですけれども、スポーツ振興基金について、どのようなものなのか、目的をお聞きしたいのですが。

○小林文化・スポーツ課主幹 今のところ、主にスポーツ施設の修繕費用に当てるとか、政策費で要求した修繕費用に多く使っております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 6ページのところにある「文化施設整備基金に関すること。」というのが、生涯学習課のところに入っているのですけれども、これでもいいかと思うのですけれども、文化・スポーツ課のほうに入れてしまうと何か変なのですか。

○増田生涯学習課長 これは文化施設の基金になっているのですけれども、文化会館の建設を目指しているものです。生涯学習の部全体から見ると主管課が生涯学習課になっておりますので、うちのほうで所管しているということです。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○豊島委員 わかりました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題といたします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項があればお願いします。特によろしいですか。

ないようですので、これより事務報告に対する質疑の時間とします。質疑があればこれを許します。

○北嶋委員 3ページの学校教育課の「親子ヘルシークッキング教室」についてお聞きします。これは3カ所で、親子で参加したヘルシークッキング、料理教室なのかなと思いますけれども、参加者のところに、指導者の人数でしょうか、19人しかありませんけれども、もし親子参加とするのであれば、その人数がわかればお願いしたいと思います。

○丸学校教育課長 大変失礼しました。3施設で72名が参加しています。抽選で結局72名、会場の関係で72名が一番マックスという形になっております。応募の人数ですけれども、子供が274名、大人が197名、これは保護者です。トータル471名の応募があった中で72名になっているということです。

○北嶋委員 ありがとうございます。なかなかの人気で落ちた方が大分多くて、今後に向けて力がかかって大変だと思いますけれども、ふやそうという反省な

どはあったのですか。

○丸学校教育課長 今、3つの施設でやっていますが、来年度以降は学校単位でというところを考えております。

○北嶋委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。事務報告についての質疑はありますか。

○豊島委員 6ページの指導課のところなのですけれども、1番の「街頭指導」です。7月、それから8月1日まで4日間に及んでのことですけれども、98名の指導員の方が出られて指導されている。今、問題が起こっていて、男の子と女の子が亡くなってしまっていることがあったりして、こういう指導というのは非常に大事だというふうに思います。

この場合、指導少年が帰宅指導で24名が出ておりますけれども、時間帯はどのくらいなのかなということで、この間の男の子と女の子が亡くなったのは深夜というか未明というか、とんでもない時間帯なのですけれども、この少年指導の帰宅指導というのはどのくらいの時間帯なのか、お祭りとか何とかがあるときなのだと思いますが、もう少し詳しくわかれば教えていただきたいのですけれども。

○大島少年センター長 これは6地区あるのですが、その地区によっても時間はちょっとばらばらで大体7時から8時と。ただ今回は八坂神社を初め祭礼等が各地でありますので、そういった場合にはもう少し時間を遅くして、小中学生が帰宅する9時というのはある程度の時間ですので、8時半から9時半ぐらいまで回っている、そういった地区もございます。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。24名のうち中学生が4名で高校生が20名というわけですけれども、これは地区によって時間がばらばらということですから一斉にはわからないということなのかもしれませんが、9時半以降のところ

は、そんなにはたくさん回れないから仕方ないけれども、9時半以降は、ほとんどこれはわからないということですね。

○大島少年センター長 最大でもパトロールは9時半までですので、ちょっと残念ながら、それ以降の状況については、把握は厳しいです。

○豊島委員 ありがとうございます。仕方がないですね。了解です。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 5ページに戻りますけれども、10番の「小中一貫教育研修会（管理職対象）」がごございますけれども、今回の講演の演題が「学校と教師を変える小中一貫教育」となっています。

前回の定例会で申し上げたように、今現状は、まず先生方のつながりがすごく課題だというお話を課長からも伺いました。今回この研修をお受けになって、そのあたりの現状というか、先生方の御意見はいかがだったのでしょうか。

○榊原指導課長 お答えします。ごらんとおり、参加された方が学校の管理職ということで、その方々からお話を聞きますと、講師の先生の趣旨が、9年間のカリキュラムを系統的に教員が理解をすることと、小中の教員の意識をどう変えるかというところが主眼であるとの御指導をいただきました。各学校現場で教員の授業力をいかに上げるかというところが小中一貫の一番のポイントだということを、学校現場の校長先生、教頭先生も理解していただきました。形ではなく指導の中身が重要になっているところを理解されたようで、非常に安心感を持って市が進めている小中一貫のイメージを持っていただけたと感じております。

○北嶋委員 ありがとうございます。きっと概念ではおわかりになりつつあって、いつ何をどこでやるかではないですけれども、それをどうやってやるのか、自分の学校区ではどういうふうにするかということを実践にそろそろつなげたイメージを持たないと、来年度に向けてそういう時期かなと

思いますので、実践にどういうふうにしていくか、具体化することをこれから見せていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○倉部教育長 要望でよろしいですか。

これについて私も話を聞きました。先生のお話の中で強く強調されていたのは、小中一貫教育は子供たちのためはもちろんだけれども、先生たちが子供たちを理解するためには一番効果的な方法であるというようなものが強く言われていて、小学生の先生が中学校の教科書、それから逆も、そういうものをちゃんと知った上で、いわゆる学びの場をつくるというのは、本当に教師にとってもプラスなのですよというお話しをずっとされていたというのが印象的でした。まさしく私たちの目標とする趣旨をよく伝えていただいたかなという感じがします。私の感想です。

ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 別の要旨のところでも申し上げようと思っていたのですが、今おっしゃったことの中で、小中一貫教育の中で小学校が複数あって、そこから中学校に行く、中学校区ですから行くわけですが、小学校同士が交流したという報告があったので、そこで話そうと思っていたのだけれども、この小中一貫教育の場合に、小学校と中学校というようなのはそうなのですが、小学校同士の問題が残ると思うのですよね。小学校が複数あって、中学校区にまとまっていく。今のところでの話はちょっと微妙にずれるかもしれませんが、小学校同士の連携みたいなものというのは、幾つか今までもやっているのは報告で受けていますけれども、そういう先々の計画みたいなものはあるのですかね。

○榊原指導課長 小小交流ということも1つの方策の視点だということで、校長先生方に理解をいただいております。特に8月10日の講演会の先生がおっしゃっていたのが、現場に負担感なくできる形としては6年生の中学校登校だ

ということなのですね。これによって教員も中学校にいながら、そして小学生も複数校の小学6年生が同時に交流もできるという形で、京都でも実際に実施して非常に有効であるという視点をいただきましたので、担当としては進めていきたいと感じております。

○豊島委員 私の質問はここですべきではなかったと思いますが、小学校と中学校、1校1校であればそのまますつと行くわけですが、複数の小学校がまとまって中学に行くわけですので、小学校同士の足並みというのが、これはまた1つ話し合いの場というか、それがどうしたって必要になってくるだろうなというふうに思っているものですから、ちょっと申し上げました。わかりました。ぜひそれもまたやっていかなければいけないのだろうと思います。ありがとうございます。

○倉部教育長 今の質問を受けて、榊原指導課長、多分中学校区の中で、それぞれの校長先生がどういう協議をして、同じ学校に対してのいわゆる共有関係をするかというところかと思っておりますので、その辺の現状としてどうなっているかをちょっとお話しただいていいですか。

○榊原指導課長 本当に学区によって課題もありますし、工夫もさまざまなのですが、まず1つはモデル地区の布佐中区におきましては、今回、夏の研修会ということで3校の職員が全員集まりまして、生徒指導部、特活部、そして研修部と3部に分かれて研修を行いました。その中で非常に有意義な時間を持つことができたのではないかなと感じております。この後、それは「繫」のほうでお知らせさせていただこうと今起案しております。具体的には西小学校と東小学校が林間学校を同じ場所で同じ時期に行ったというようなこともございますので、実態に応じて非常にさまざまな工夫がされてきているなというふうに感じております。

○倉部教育長 中学校区ごとに、それぞれの意識をした交流を今進めていると

いうことでよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか、

○豊島委員 教育研究所の7ページのところです。7ページの1番目のところに「教育研究所アドバイザー派遣事業」と「ヤング手賀沼」もそうなのですが、アドバイザーの派遣で7月16日から8月7日まで、本当にきめ細かく、小学校、中学校に派遣をして、困り感のある児童生徒に対しての援助をずっとされている。これは必要なことでいいと思うのですね。内容の最後のあるように「当該児童生徒の学校生活が健やかに送れるように支援するため、保護者に同意を得た上で保護者面接に同席した。」という、本当にいいなと思うのですが、私は我孫子にいるわけで、我孫子のこうした取り組みというのは、近隣の中でかなり細やかにやっているのではないかなと思うのですが、どうなのでしょうかね。これは我孫子としての特色というふうに言っているのでしょうか。あるいはまだ残された課題もあるというふうにご考えているのでしょうか。その辺の実態みたいなものをどういうふうにお考えになっているのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○水戸教育研究所長 お答えします。まず近隣の各市で、教育研究所がないという市もございます。そうした中でかわる機関が、研究所がどういった活動をしているのか、細かく私は知らないものですから、明確なお答えはできないと思うのですが、少なくとも本市におきましては、以前から学校担当のアドバイザーが年間を通じて学校の子供たちの様子を見に行ったりする中で、先生方に、このお子さんについてはこんな言葉がけが有効だと思いますとか、クラスの中でその子も含めて指導していくために、どんな配慮、注意が必要なのだろう、そういったケース会議も含めまして、これはありがたいことですが、本当に各小中学校さんからも頼りにされ、声をかけていただき、派遣をしております。おっしゃるようにこつこつとした、決して派手さはないのかもしれないけれど

ども、地道な努力の積み重ねが確実に子供たちの成長につながっていくものと考えまして、今後も地道に継続していきたいと思っております。以上です。

○豊島委員 派手さがなくて地道にということ、本当にそのとおりでと思うのですが、これは大事なことで、我孫子の教育ということを考えていく上で、こういうふうな取り組みというのは、これを大々的に宣伝してどうのこうのということではないけれども、でも地道にそうやっていることがさらに知られていけば、よりみんなに認めてもらえるような教育になっていくというふうに思うものですから、大変でしょうけれども、頑張っってこれをさらにやっていきたいと思うのです。そんなことで誇りに思っって、取り上げさせてもらったのです。ありがとうございます。

○倉部教育長 豊島委員からのエールということで、担当として受けとめていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 8ページです。4番の「学校教育相談研修会」の内容なのですが、そのテーマが「登校しぶりや不登校など学校不適應と子どもや家族の支援について」ということで、皆さんよい学びをなさったという報告があります。

不登校傾向の子供や何か担任の先生のところにいる場合、1人でお悩みになっていろいろなことがあって、ちょっと違いますけれども、先生の重荷になっていて、子供たちがいろいろな事件に巻き込まれたり、傷ついたりすることがあることも現実にありますよね。ここは不登校問題ですので、それはちょっと置いておきますけれども、そういう生徒を抱えた担任の方が1人で悩まずに、例えば相談担当教員の方、養護教諭の方と連携をきちんとして、今よく言う「チーム学校」、学校チームでみんなて組んで不登校傾向のお子さんを支援するということがもうなされていると思いますけれども、この内容を見ますと、

とても有意義な研修であったということが書かれています。きっと新しい思いを皆さんお持ち帰りになったと思うのですけれども、それを各学校でつなげて広げていくような時間とか形とかが、多分課題となって現実にあるのだと思いますけれども、そこをどうにか乗り越えようという思いで、校長、教頭、管理職の方々、この研修を受けた先生たちを迎える体制が各学校にできているのでしょうか。

○水戸研究所長 いずれの小中学校におきましても組織的に、例えばこの中心となった参加者は、各学校において不登校ですとか、長欠傾向の子供たちを毎月定期的に把握して、そのことについて担任の先生または学年の先生方とどういう指導をしていこうかという相談役と申しますか、そういったチームのリーダーという形でございます。この研修会の後、管理職の先生方にどういうふうなお迎え方をしていただいたのかを確かめたという機会はありませんけれども、本来的にそういったときに担任の先生が相談を持ちかけやすい、例えば養護教諭の先生、心の教室相談員の先生、そういった大勢の方々がここに参加をしていただけたということは、これは本当にありがたいことだと思いますし、この講師の先生も東葛地域の市、学校を越えた不登校の子供たちのケアに当たってくださっている先生でございまして、具体的にこういうふうにするというんですよということも含めて、私も聞かせていただいたのですが、かなりいい内容の研修でした。

今後、教頭会ですとか、校長会ですとか、さまざまところでチームとして見守っていただきたい、支援をしていただきたい、指導していただきたい、そういったことを訴えていただきたいと思います。以上です。

○北嶋委員 多分、今十分に各学校でなさっていらっしゃると思います。不登校の子供たちからすると、相手が校長先生、教頭先生でもどなたでも、学校の誰かが自分のほうに向いていて、つながる意図があれば、きっとその子はその

学校の子でいられると思いますので、余り固まらずに、誰かが自分の学校のつながりの先生なのだという方がいてくだされば私は大丈夫かなと思うので、余りとらわれずに、しかし、きちんとやわらかくやっていかなければいけないことだと思いますので、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 要望でよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 9ページの教育研究所の2番のところに「平成27年7月に相談を受けた児童生徒・保護者数」の就学相談がゼロ件という、これは7月ですから、1学期が終わるところですからそういうことなのかもしれませんが、3番目の継続している就学相談のところは9件という合計数が出ております。今、伺おうとするのは就学相談で、1学期の終わりだからなかったということなのでしょうか。それと就学相談で、まだ解決できていない継続しているということとの、連動するかどうかは別ですけれども、そのかわりみたいなのをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○水戸教育研究所長 まず6月までの間に、今年度、指導課が所管しております学校見学などの行事がありまして、これは前回までこちらの数字で報告いたしました。7月については、たまたまそうした見学は7件とありましたけれども、見学以外でうちの子に適した就学先について相談をしたいという、こういう声はかからなかったということで、2番の「平成27年7月に相談を受けた児童生徒・保護者数」については数がゼロ件という意味です。ですが、見学については7件、学校・他課との連携というのはこども発達センターとの連携になります。そうしたこともありましたということでございます。わかりにくくて申しわけありません。

○豊島委員 今の御説明でわかります。見学や体験なんかに来られたけれども、まだ就学するかどうかというのは、そのところはまだわからないということ

なのですけれども、ただ先ほど別のところで申し上げたように、学校単位ではかなりきめ細かく、そういったいろいろなことをやっているわけで、教育研究所のほうでさらにそれをカバーしてくれているわけですが、3番のところですけれども、昨年度の7月の17件、それに対してことしは9件、6月は逆の数字が出ているとか、ちょっといろいろと動きがあるものですから、私の中でどういうふうに理解したらいいかなというふうに思ったものですので伺いました。まだこれから8月になって変わってくるかもしれませんが、それはそれでしっかり受けとめていただきたいと思います。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○長谷川委員 話が戻ってしまうのですけれども、1つだけ目についてしまったので、6ページの先ほどの指導課の「街頭指導」のところなのですけれども、内容に「エアガン使用児童への注意」とあったのですけれども、これはお祭りの屋台とかで販売されていたものとか、くじの景品のものなのか、自宅から持ってきてしまったものなのかがちょっと気になったので、わかれば教えていただきたいのですが。

○大島少年センター長 報告に上がってきたのは、屋台で買った小学生のお子さんが原っぱのところで撃っていたので、「人に向けたりしたりして撃ってはいけないよ」と、「こういうところでたくさん人がいるからやめなさい」ということで指導したという報告が上がってきました。

○長谷川委員 それならわかるのですけれども、お友達とお祭りを楽しんでいて気分が高ぶっていて、ふだんは、これはしてはいけないとか、これはやるべきではないというふうに冷静に判断していても、やはり楽しい気分していると自分をとめる力が弱まる場所もあると思うので、そんなときに指導員の皆さんに声をかけてもらえるとかそうしていただけると、これはやってはいけない、間違っていたということだとめることができると思うので、我孫子市の子供たち

が事故や事件の被害者とか加害者とかにならないように、指導員の方たちだけではなくて周りの大人の人がみんなで守れるようなまちにしていきたいなど私も思っておりますので、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 20ページです。図書館ですけれども、5番の「子どものための科学実験講座」ということで、今回は布佐とアビスタの2館でしてくださいました。1回目が36名、2回目が34名ということで、とても多くの子供たちが参加したようですけれども、これは抽せんですか。

○日暮図書館長 先着順でやっています。アビスタの本館のほうは早目に終わってしまうので、その後の希望者は布佐のほうにお願いをしていますが、こちらのほうも定員がすぐいっぱいになりました。ただ人数はアビスタのほうがちょっと少ないのですけれども、このときは兄弟でおたふく風邪にかかったということで急遽欠席したということでございます。以上です。

○北嶋委員 布佐の子供たちも頑張っているなというのが見えてうれしいなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

○倉部教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 文化・スポーツ課の15ページのところなのですけれども、2番の「歴史文化財担当」というところで、ワークショップを杉村楚人冠、白樺文学館がやっていたらしゃって、10人、19人という人数を集めていらっしゃる。こういった行事というのはいいなと思っているのです。一遍に40人も50人も集めることはできないけれども、これは7月26日、8月1日、また7月26日の行事ですが、手を変え品を変えというわけにもなかなかいかないかもしれませんが、ぜひこれからもこういう行事をいろいろ工夫して開いてもらいたい。これは毎月何とかできるのですか。

○西沢文化・スポーツ課長 お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。なるべく旬なものをということでやっておりますが、なかなか毎月という部分は難しいです。企画展等もありますので、なるべくそういうものに合わせながら旬なものを提供していきたいというふうには考えております。

○豊島委員 ぜひお願いします。

○北嶋委員 このワークショップというのは、子供たちがパンフレットをつかって、ホームページにPDFに載せてくださって全員の分が載っていましたよね。子供たちの作品がホームページのPDFに全部に出ていましたよね。あれですよね。すごくPDFで見やすくなくて、私たちが見る杉村楚人冠の見方とは違って、刻印だったり、子供でも杉村楚人冠のこういうところで心が動くんだったというのが、あの子供たちの発表から読み取れましたので、ホームページに載せてくださったのはとてもよかったと思っています。この後は、アビシルベとかでやってくださるといことで、実際に見るのを楽しみにしています。

○西沢文化・スポーツ課長 たびたびありがとうございます。ホームページのほうはペーパーの状態でご報告させていただいていますが、こういう形で見ていただくよう、基本的にはA3のサイズで作っています。アビシルベのほうの展示につきましては、今ちょっと調整していますが、皆さん手にとって見ていただきたいということで、カラーコピーをしてパウチをして、手にとって見ていただくようなことも今考えてアビシルベのほうと調整をしています。杉村楚人冠ではそのまま、次の企画展中に展示する予定にはなっていますが、ちょっとそういうことでホームページはホームページ、アビシルベ、杉村楚人冠と少しずつ趣向を変えながら、皆さんに見ていただきたいという気持ちでいろいろと調整をしております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

ついでに私からも杉村楚人冠のコマーシャルをさせていただきますと、先日、『アサヒグラフ』の特集をしております、その当時発行された『アサヒグラフ』の写真が、とてもその時代背景と、それから『アサヒグラフ』でしか多分見られないような写真が載っている。杉村楚人冠が当然文章を書いている部分とその世相とのギャップとか、とてもいい資料を出していますので、そういう企画展をばんばんやっていますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。コマーシャルですが、済みません。

ほかにいかがでしょうか。事務報告についてはよろしいですか。

○豊島委員 17ページの鳥の博物館のところなのですが、(3)の「平成27年度10年経験者研修」とか、(4)の「小・中学校初任者研修「地域の特色のある研修」」とか、その次の(5)のところには柏市の中学校の教員1人とかというふうなのがあって、これはこれでまたいいなと思うのですね。ぜひこれやってもらいたいのですが、10年経験者の研修というのは前もあったのですか。どうだったかなと思って、ちょっと聞いてみたいのと、それから柏市の中学校の教員の研修とかというのも今まであったのですか。ぜひ松戸市でもどこでも全部引き受けてもらいたいというふうに思っているのですけれども、教えてもらいたいのですが。

○斉藤鳥の博物館長 この「異業種体験研修」というのは県のほうから来ている研修でして、指導課さんのほうが詳しくお答えいただけると思うのですけれども、1年目、3年目、10年目があるそうで、そういった人たちの中で博物館で勉強したいという方が研修を申請してくださっているので、今、博物館と学校連携していろいろ連絡を密にやっていきたいというところですので、ちょうど両方が合致して、うまく連携が発展していくといいなと思っています。

○倉部教育長 研修制度について補足説明しますか。いいですか。

○豊島委員 柏市なんていうのも今まであったのですか。

○倉部教育長 他市の研修について受け入れというものについて、館長、いかがでしょうか。

○斉藤鳥の博物館長 それこそ博物館を利用してくださる学校であればどこでも来ていただいて、博物館のいろいろな学習資源をまず見ていただきたいという趣旨ですので、来たいという先生方はどこでも、こちらで受け入れることができる限り受け入れていきたいと思います。

○豊島委員 ぜひお願いします。

○倉部教育長 事務報告についてほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それではないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば、これを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 指導課の4ページのところなのですが、3番の「「留学生が先生！」プログラムサポーター会議」、これから行われることなのですが、留学生が先生というこのプログラム実施計画というのは、ちゃんと私は調べていなくてわからなかったのですが、昨年度の反省により今年度の見直した点について、これは毎年毎年スキルアップしていくのが当然だからいいのですけれども、留学生が先生のプログラム実施計画というのはどういうふうに考えればいいのかという内容がうまくちょっとうまくつかめなかったことが1つと、それに対して見直す点が仮にあるとしたら、例えばどんなようなことなのかという、そこをちょっと理解させていただきたいと思ってお願いしたいのですけれども。

○榊原指導課長 ここでは北嶋委員が一番詳しいかと思います。御存じのとおり

り、国際理解を子供たちに促進するという目的でございます。日本に留学している方々に、小学校、中学校に実際に来ていただいて、講演とかいろいろな活動を体験していただいています。今年度に見直す点で学校にお願いしているのは、これは小中一貫との関係なのですけれども、現在、調べましたところ、小学校6年生でこのプログラムを体験し、中1や中2でも体験しています。かなり近い年月の期間で重複しているところもございますので、この活動については基本的に、小中一貫の観点からは小学校でこのプログラムを実施していただきたいと。中学校の校長先生によっては、ぜひうちの子供たちにもという声もありますので、その点については学校の実態に応じて実施をしていただくという形で投げかけを現在しているところでございます。以上です。

○倉部教育長 北嶋委員、何か補足するのがあれば。

○北嶋委員 この「留学生が先生」というシステムですけれども、これは日本に来ている留学生の方々が、日本の子供たちに母国のいろいろな文化とかを広めます。そういう協会が東京にあります。そこから我孫子市教育委員会が派遣をしてもらいます。AIRAはその運転サポーターをしているのですけれども、この留学生の方々はいろいろな国、例えばいわゆる我々が知っている大きな国ではなくて、アジアのほうのいろいろな国とか北欧の国とか、彼らは日本語がとても達者です。日本語で全部、お国の文化をしてくださいます。芸大とか東大とか筑波大とか、大学院生とかで年代もばらばらで、社会人などもいらっしゃいますので、その方々が自分の国のことを、国旗を使い、また得意な楽器とか、それぞれ皆さんが学ばれているものを使って、子供たちに国の紹介をしてくれて、子供たちと1時間の限度内で話をして、国際交流をまさにしましように。中国ではお洋服を持ってきてくださったり、変わった楽器を持ってきてくださったり、二胡だとか、陶器、いろいろなどにかく国の物、芸大の方はそういう方ですし、科学の方は科学のこと。その方が感じた日本のことを説明

してくださったりということで、子供たちは直に外国の方から外国の文化を学ぶことができるということで、各学校1回だけ、希望をとって教育委員会でプログラムをつくってくださっていますが、大分もう長くなりましたね。

○倉部教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○豊島委員 よくわかりました。

○倉部教育長 ほかに事務進行予定についていかがでしょうか。

○長谷川委員 5ページの指導課ですけれども、「市小中学校科学作品展搬入・審査」なのですが、これはことしは場所が変わったのですか。

○榊原指導課長 お答えします。御存じのとおり、水の館が県から市のほうに移管されたということで、同じように会場が使うことができないという現状があり、今後、湖北地区公民館で開催をしていこうという形で計画をしております。以上です。

○倉部教育長 補足説明をします。7月に県から市のほうに移管されまして、当面は現状のままでの開館を一部分やるのですけれども、今後、内部の改造をかけます。ということで、しばらくの間ここは使えない。改修が終わった後は、残念ながら事務所が入ったりとか、いろいろな用途がありますので、多分今後も作品展のために使うということは難しいと思っていますので、それも含めてこれから調整をとっていきたいなと思っています。

ほかにいかがでしょうか。—よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それではないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑があれば、これを許します。いかがでしょうか。

○北嶋委員 皆さんもいろいろお耳になさっていると思いますけれども、『絶

歌』という本です。著者が元少年Aということで、発売から2カ月以上たちました。私も昨日、図書館で予約できるかなと思ってやったら、蔵書がないということではありませんでした。

そこでなのですが、その後いろいろ調べました。各自治体でいろいろな反応が出ていますよね。神戸のほうでは市長さんのお考えや何かで置かないとか、また本屋さんによっても売らないというのがいろいろあります。その中で、日本図書館協会からは「図書館の自由に関する宣言」というのが出されていて、我孫子市ではこの本に対して今は蔵書がないようですので、今後どういう対応をなさっていくのか伺いたいのですが、よろしく願いいたします。

○日暮図書館長 図書館の考え方として、図書館の資料については、いろいろな観点からいろいろ考え方があって、いろいろなものの考え方から読んでいただいてもらうというのが考え方で、それをまた支持したりとか、これを撤去したりといったようなものではなく、考えるために読みたいという市民には、その資料を提供して、知る自由を保障していくことが必要だと考えております。

今言いました『絶歌』についてなのですが、これについては一応買ってあることは買ってあります。この取り扱いについてどのようにするかは、先ほど言われました日本図書館協会の「自由に関する宣言」ですが、その「提供の自由に関する宣言」の中に、「提供は自由である。しかし、次の場合に限って制限される」ということが書いてありますので、図書館としてはそれに沿って判断したいと思っています。

その中で1つ目として、人権またはプライバシーを侵害するもの。2つ目として、わいせつ出版であると判決が確定したもの。それから寄贈等をしたものについて、寄贈者が公開を否とするものについては公開にしないというふうな形になっていますので、この場合2つ目と3つ目は該当しないのかなと考えます。

1つ目の人権またはプライバシーの侵害ということについて、図書館の一般書選定担当職員を中心に10人ほどの人が読みまして、これはどうなのかということを中心に主体的に判断しました。結果として、一部記述に残虐なところが見受けられるところはありません。かといって、人権またはプライバシーを侵害するものに該当するかというと、該当しないのではないかと考えます。実際上、個人の名前が出たりする場合がありますけれども、これはプライバシーを侵害するかどうかという判断については、我々が判断するものではないのかなと思っております。

結果として、この作品については、複数買って提供するものではないと。内容が内容ですので、そういった話題性を考慮すると、市民の知る権利に応える必要があるかなと考えております。また、これを市民に提供しない理由も見当たらないと考えています。これについてはリクエストも4件ほど来ておりますので、提供していくしかないのかなというふうに考えています。

ただ、リクエストが終わった場合、残虐的な部分の記述があることや遺族に配慮するといったことを考えますと、普通に一般的に配架するのではなく、書庫に配置するなどの対応が必要かなと考えております。

ちなみに近隣の市町村の状況を説明しますと、今現在提供しているのは県内では11市ございます。柏市、印西市も提供しております。東葛では今まだ提供していないのは松戸市と流山市で、このことについても担当に聞いたところ、松戸市はもう購入して提供する予定だということをおっしゃっております。流山市についてはまだはっきり決めていない。遺族に配慮して提供を見合わせているみたいなお話を聞いていますけれども、状況を見て受け入れて提供をしていくかもしれませんというようなことをおっしゃりました。以上でございます。

○小林生涯学習部長 私の方から少し補足の説明をさせていただきます。

今回のこの書籍については、北嶋委員からもありましたように、既に出版

がされている、一般の書店でも実際に頒布がされている。しかし、その出版に対する是非、それから各図書館での取り扱いが分かれているという特殊な事情にあります。こういう状況の中で、今回これをどう取り扱っていくのか。言ってみれば公立の図書館で、社会的役割を持っている我孫子市の図書館がどう取り扱うのか。これを我孫子市として主体的に判断をしたということで、主体的な判断の仕方については先ほど館長からもありましたように、多くの職員が実際に本を読んで内容を確認しているということです。先ほど蔵書に入っていないということがありましたけれども、まだ決定されていないので、実際にそういう検討するに当たっては収集しております。これからそれをどう提供するかというようなところでの検討になります。

図書館の役割の1つには、やはり市民の知る自由に応じていく必要があるだろう。それは基本的には提供の制限というのではないと、原則としてそういう制限はしないということです。

ただし、限られたものですけれども、先ほどから館長からもありましたけれども、何点かの制限事項というものがあります。今回はその中で人権またはプライバシーを侵害するようなものなのかどうなのか、ここについて検討しました。内容を確認した結果、そういうところを侵害してはいないと。そういうものはないということで、これについては提供していく必要があるだろうというふうには1つの結論には至っています。ただし、遺族の方が出版社に回収を要請したというような経緯もありますので、やはり家族感情、遺族感情というものには十分配慮する必要があるだろうと。

それから、もう1つには、やはり残虐な記述も一部にある。猫を殺害する部分でそういうものがあるということですから、その辺については、自由に閲覧ができるような環境に置くことは余り好ましくないだろう。ですから提供の段階で一定の配慮はする必要があるだろうということになりましたので、提供は

していく、ただしそれはリクエストに応じて、読みたい、知りたいという市民の要望には応えていきますが、遺族感情、そういうものには十分配慮しながら行っていくというようなことで、今は考えております。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。今、図書館、それから生涯学習部長のほうから、この『絶歌』についての取り扱いをこういうふうにしたいという提案をいただきました。これについては、こういう機会ですので、それぞれ教育委員の皆さんの御意見も伺いたいと思います。

初めに北嶋委員のほうからよろしいですか。

○北嶋委員 きょう発言させていただく準備としては、「我孫子市図書館資料収集要綱」というのを読ませていただきました。これを読んでも、先ほど館長なり、部長がおっしゃったように、今回の本はどこも触っていないかなと思います。図書館の役割としては、市民の方々が知りたい、見たいという資料を提供するためにということが入っていますよね。この『絶歌』という本は、私は感情的には好ましいと思いませんけれども、人によっては価値があって読まれる方もいらっしゃるということで、全くシャットアウトをして我孫子の図書館に置かないと、読みたい市民の方が読みたいと言われても、お貸しできませんということは制限できないかなと思いました。本屋さんに行けば積んであります。買えばいいのですけれども、図書館利用するか買うかはその方の自由で、図書館の本を読みたいという方がいらっしゃれば、それは蔵書として置いて提供するのもし方がないのかなと思います。これは増刷も出ていませんし、きちんと本として流通しているものですから、それをどこも状況として触らないのでありながら感情的に置かないというのは違うのかなと思います。ただ、個人としては、もし子供がいるのであれば自分の本棚に置きたくないかなというのは、これが個人感情です。それは別として市の図書館として考えた場合、生涯学習提供の大事な場ですので、やはり先ほど館長、部長がおっしゃったような

配慮でいいのではないかなと思います。以上です。

○倉部教育長 長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 私はこの本は手にしたことがなく、中を読んだことはないのですが、すけれども、個人的な感情から言うと、この本を読みたいかという、そうではないのですが、こういう公共の市で扱うかどうかについては、やはり知る権利というものはあるし、考えるために読みたい、さっきおっしゃられたことも必要だと思います。ただ誰しもが手にとっていいかという、やはり少しそこは考えるべきではないかなというふうには思います。

1つお伺いしたいのが、図書館というのは、リクエストすれば誰でもその本を手にすることができるのですか。年齢的なものですか、そういったものは。

○日暮図書館長 先ほども言いましたけれども、一般に手にとれるような形ではなく、書庫で配置するというふうに考えています。内容が内容だけに、それをお子様が読んだ場合に正確に判断できるか。それから、育つ過程において悪い影響を与えることがないか。そういったことを考えると低学年というか、そういった方には配慮が必要なのかなと考えております。

○小林生涯学習部長 今館長からお答えしたとおり、内容のいい悪いではなくて、書かれている内容がきちんと理解ができるかということですね。もともと書かれているものが、児童図書とか生徒向けの図書ではないというふうに我々も思いますので、基本的には、義務教育を終わった方たちに、もしリクエストがあれば、読んでいただく本かなというふうには考えております。

○倉部教育長 豊島委員、いかがでしょうか。

○豊島委員 今お話しいただいた、おおよそそれで私も賛成です。公的な図書館ですから、知る権利がある人に対して提供するという、そういう責務は持っている。だけれども内容によってそれをある程度制限していくという、そうい

う意味での責任もあるはずなのです。ですからそのこのところの間をどうとるかという、書庫に配置するというふうなところが、ぎりぎりのところなのかというふうに思います。これは名前がちゃんと書かれていない図書でありまして、昔の万葉集や何かのよみ人知らずというふうにして名前がわからないから書かないというものは全然違う意味での、作者は知っているのだけど作者不明、そういうある意味では無責任な図書になっているわけですね。ですからそのこのところを、誰が責任を持って見せるんだということを逆に問われたら、微妙な心理が働くはずなのですね。

私は今、自分ではこれを読みたいという触手は働きません。自分で読みたいとは思いません。けども、読まざるを得ないだろうとも思っています。読みたいのではなくて読まざるを得ないという人たちもいると思うので、そういうところでの提供は必要かとは思いますが、しかし、もろ刃の剣です。提供しなければいけないけれども、ある程度それなりの判断をしていかななくてはならないということもまた事実ですから、今おっしゃられたその方向に賛成します。それでいいと思います。以上です。

○倉部教育長 足立委員、いかがでしょうか。

○足立委員 私はこの『絶歌』の出版の是非ですとか、図書館に置くべきかどうかということを経済報道、ニュースなどで見ておりまして、大事なところが置き去りにされているというか、「自由」という言葉が都合よく理解されている。この「自由」の主語と目的語という、そもそも何のための自由なのかというところを置き去りにされたまま、何か都合よく議論が進められているのかという気がするのですね。「自由」の主語というのはあくまでも国民であって、何から自由なのかといえば権力の干渉からの自由だと思うのです。

つまり図書館の存在意義というのが、国民が何を知って、何を知るべきではないのかということを経済させないために、国民がさまざまな情報に接する、

アクセスできる権利を持って権力をチェックしていく。そのための拠点が図書館であるということが議論の大事なところだと思うのですけれども、そういうところが置き去りにされて、何か知る自由があるのだからというところだけがクローズアップされて議論が進んでいるのが、私はすごく違和感があるのですね。そういう意味でも、今回の我孫子市民図書館の御判断というのは非常にバランスがとれて、何のための自由なのかというところに立脚した上である程度の制限をするというのは、私は賛成です。

私も小学生の子供がおりますけれども、図書館に置くべき本を権力が干渉するということに関しては、図書館は毅然とした態度で臨んでいただきたいのですが、私の子供がその本に自由にアクセスできるというのは、私は親としては、それはやめてほしいなと思います。なぜかといえば、子供は自立して大人のように成熟しておりませんし、刺激的なものに触れたときに過度に影響を受けやすいであるとか、きちんとした判断ができないということもありますから、提供の自由は守りつつも、未成年であるとか、子供たちに対しては自由に手にとれるような状況に置かないという配慮は当然あってしかるべきなのだろうと思いますので、そういう御判断をいただいているというのは1人の親としてもありがたいことだなというふうに感じます。

○倉部教育長 ありがとうございます。皆さんの御意見を伺いました。

最後に私の意見も一応申し上げたいなと思います。個人的に言えば、今の職でなければ読まなかったと思います。ただ現状、教育委員会を構成する1人として、これについて意見を求められることがある、あるいは子供たちとの教育の中で、これは読む必要があると思って、読ませていただきました。一番心配だったのは人権の問題とプライバシー、どこまでこの本が触れているのか、それが一番心配でした。残虐シーンは恐らく書かれているだろうなという前提のもとです。

個人的には、この本の中には、プライバシーは触れられているとは思っています。ただ、触れられている範囲が人によって判断が分かれる内容であるという、その範囲があるというところが、この本に対する判断の非常に難しいところだと思います。ただ、積極的にこれを提供しないという範囲ではないとも感じました。

ですから公共の図書館としてこの本を提供する必要がある、現実的にリクエストがあつて、図書館にかかわる多くの人がしっかりと読んで、その判断の上でこういう結論を出したということについては非常に評価しますし、丁寧な対応を我孫子の図書館はとっていただいたなというふうに心から感謝します。

それともう1つは、単純にそれだけではなしに、いわゆる遺族感情にもちゃんと配慮している。それは購入の冊数を極力制限して、1冊買って、多く買わない。これも1つの配慮だと思いますし、いわゆる配架されているものに、誰もがとれる状況におかない。ある程度の年齢制限で、判断できる人たちのリクエストには応えていくという判断を下したということにはとても良識を感じますし、担当職員が部長も含めて考えていただいたということはとてもいいかなと思っております。

先ほど長谷川委員が質問をされた年齢の関係ですね。どこまでの年齢が正しいのかというのは、非常にこれも難しいと思います。できれば先ほどお話があったように、我孫子市の教育委員会としては義務教育までの子供たちが対象ですので、その子たちに本当に見せられる内容かどうかというものを意識せざるを得ない。原則的にそういう年齢というものを配慮できないんだという考え方はわかります。制限の中でそういうものを、それぞれの本に対して、この本は何歳からいいという判断ができない。それは十分わかります。原則はそうだと思いますけれども、教育委員会として、公費で買う本に対してどういう提供の仕方が望ましいだろうかということを考えることも必要だと思っております。

ですから私は、できればある程度の子供たち、いわゆる自分の判断がなかなか難しい子供たちに対しては、残虐シーンとかそういうものが実際に書かれている本ですので何らかの配慮はしてほしいと思いますし、そういう対応をとっていただきたいなと思います。これが私の感想です。

今まで5人の意見をそれぞれ聞いて、この本に対してということで、基本的には図書館の対応については、それを支持するということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 私がもう一度確認したいのは、年齢についての、低学年についての提供の仕方の配慮、これはまだ確定していませんので、何歳からいい悪いという判断は、正直に言って私どもも、何歳からにしろということではできませんが、教育委員会の5人の総意として、そういうような配慮を図書館に求めたいという要望はしたいなと思うのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

○豊島委員 これは市販されています。ですから、義務教育を受けている児童生徒が、どうしても読みたいということがあって、親がそれを認めたりなんかすれば幾らでも手に入るものです。ですから、図書館でシャットアウトして全然手に入らないとか読めないというものではないわけで、情報を全部シャットアウトしたというわけではないから、ただ先ほどおっしゃったように、また質問に答えていただいたように、我々は義務教育を考えている委員会ですから、義務教育を受けている学年とかそのところは貸さないということは、それで取り立てて問題になることではないだろうというふうに私は思っています。もちろんほかの人の意見もあれば聞かせていただきますけれども、私はそういうふうに思っています。

○倉部教育長 ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがでしょう。

ある程度の年齢に対して配慮を求める、絶対的にこの年齢以前は見せてはだめという決定にはなかなかならないのですけれども、そういうような配慮は必要とする図書だと思しますので、そういうものを図書館のほうに5人の総意として求めるということについては賛同いただけますでしょうか。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 今の意見をまとめさせていただきますと、図書館が考えていただいたいわゆる方針については、全面的に教育委員会として賛同したいと思います。

なおかつ、その上で年齢的な、できれば義務教育までの子供たちに対しては、何らかのそういうような配慮をできるだけしていただきたいということを要望したいと思いますので、ぜひその辺はお受けとりいただきたいなと思っています。よろしいでしょうか。

○小林生涯学習部長 先ほど北嶋委員からもありましたけれども、「図書館収集要綱」は提供にも通じるものだと思うのですが、その中にもきちんと市民の権利を保障するということが書かれていますけれども、もう1つ大事なことに、地域の特性とか社会の動向とか市民の要求に十分に配慮するということになっておりますので、今の年齢についても、皆様方からいただいた御意見に図書館として十分配慮をしていきたいと思っています。

○倉部教育長 ありがとうございます。この内容について、ほかに何か御意見ございますか。——よろしいですか。

それでは、それ以外に教育全般について何か御質問があればいかがでしょうか。

○北嶋委員 今、うちの隣の白山中学校でもエアコンの工事がどんどん進んでいますけれども、そろそろ運動会の練習も始まって工事車両と一緒にだなのは横で見えています。中学校のエアコンの工事の進捗状況は9月に向けてどう

なのか、それだけお知らせください。

○小島総務課長 6 中学校は全て工事のほうは着手をしております。一番進捗が進んでいるのが久寺家中学校になりますけれども、久寺家中学校で基本的に9月の下旬ぐらいで試運転ができるような状況です。それ以外の5校については、契約時期がおくれましたので、それから1カ月半程度おくれるような工期で進んでいます。ですから当然、残暑等では使えないような状況で、冬期からという形にはなると思います。ただ、普通教室に設置をしておりますので、室内機等については夏休み期間中に基本的には全て終わらせるような形で現在進めております。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。—よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは質疑がないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 以上で平成27年第8回定例教育委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時14分閉会